

# 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年12月4日 10時45分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市塩瀬 <sup>しおせ</sup> 南南西方沖 塩瀬 <sup>しおせ</sup> 灯台から真方位202° 10.5海里付近 (概位 北緯39° 41.7′ 東経139° 40.1′)
事故の概要	漁船第五十八廣福丸 <sup>こうふく</sup> は、揚網作業中、甲板員がボールローラに右腕を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成29年12月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八廣福丸、28トン
船舶番号、船舶所有者等	125042、廣福漁業有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）（旧就業範囲） 甲板員A、一級小型（免許証失効中）
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波向 西、波高 約1.5～2.0m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、はたはた漁の目的で塩瀬<sup>しおせ</sup>南南西方沖の漁場に向けて男鹿市<sup>つばき</sup>椿漁港を出港した。</p> <p>甲板員Aは、4回目の揚網作業中の平成29年12月4日10時45分ごろ、後部甲板の船尾に取り付けられたボールローラ（以下「本件ローラ」という。）に底引き網の袋網の口部に巻いたロープ（以下「本件ロープ」という。）を挟み込んで袋網を引き上げる際、本件ローラの左舷側に立ち、両手の間を開けて握った本件ロープの両手の間の部分を右手を上にし、本件ローラに挟み込ませようとしたところ、右腕を本件ローラに巻き込まれた。</p> <p>本船は、後部甲板にいた他の甲板員2人が甲板員Aの異常に気付いて残りの箱網をすぐに巻き揚げた後、船長が後部甲板での異常に気付いて所属の漁業協同組合担当者に携帯電話で救急車の手配を依頼し、急いで帰港した。</p> <p>甲板員Aは、帰港後、救急車で男鹿市内の病院に搬送され、右肩腱板損傷と診断された。</p> <p>甲板員Aは、本件ローラの左舷側に立っていたので、本件ロープを両手で本件ローラに挟み込ませようとした際、左右舷の方向に並んでいる2個の本件ローラの間挟み口が見えない状態となり、右手を本件ローラの挟み口に近づけていることに気付かず、右腕を巻き込まれ</p>

	<p>たと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、ふだん、本件ローラの正面に立ち、片手で本件ロープを本件ローラに挟み込ませていたが、本事故前、本件ロープを本件ローラに挟み込ませたものの、すぐに外れたので、本事故時、再度挟み込ませようとして左舷側に立ち、両手の間を開けて本件ロープを握り、本件ローラの挟み口に近づけていた。</p> <p>甲板員Aは、小型漁船の船長経験が約40年あり、その後、本船に平成28年9月から甲板員として乗船していた。</p> <p>甲板員Aは、連日の操業で疲れがたまっていたと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、ゴムカップの上下、ゴム手袋、ゴム長靴及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、塩瀬崎南南西方沖において、はたはた漁の底引き網の揚網作業中、甲板員Aが、本件ローラの左舷側に立ち、左右舷の方向に並んだ2個のローラの挟み口が見えない状態で本件ロープを本件ローラに挟み込ませようとしたことから、右手を本件ローラの挟み口に近づけていることに気付かず、右腕を本件ローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、塩瀬崎南南西方沖において、はたはた漁の底引き網の揚網作業中、甲板員Aが、本件ローラの左舷側に立ち、左右舷の方向に並んだ2個のローラの挟み口が見えない状態で本件ロープを本件ローラに挟み込ませようとしたため、右手を本件ローラの挟み口に近づけていることに気付かず、右腕を本件ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揚網機に綱等を挟み込む際には、手元が見える位置でよく見て行うこと。</li> </ul>